

児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当額が改正されます

4月から児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当額が変わります。  
 ※消費者物価指数の変動に応じて手当額が改正される「自動物価スライド制」となっています。

☆児童扶養手当

☆第2子加算額

☆第3子加算額

	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
全部支給	42,330円	42,290円	10,000円	9,990円	6,000円	5,990円
一部支給	42,320円～9,990円	42,280円～9,980円	9,990円～5,000円	9,980円～5,000円	5,990円～3,000円	5,980円～3,000円

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、中度以上の障害を有する場合は20歳未満）を養育している人に対し、生活の安定と自立を助け、児童の健やかな成長のために支給される手当です。

☆特別児童扶養手当

	現行	改正後
1級	51,500円	51,450円
2級	34,300円	34,270円

身体や精神に中度以上の障害を有する児童（20歳未満）の父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人に対し支給される手当です。



問い合わせ 福祉課 こども係 ☎75-6118

☆障害児福祉手当・特別障害者手当

	現行	改正後
障害児福祉手当	14,600円	14,580円
特別障害者手当	26,830円	26,810円

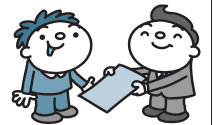
※障害児福祉手当…20歳未満で、重度の障害状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする障害児本人に支給される手当です。  
 ※特別障害者手当…20歳以上で、著しく重度の障害状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする障害者本人に支給される手当です。

問い合わせ 福祉課 高齢・障害者福祉係 ☎75-4823

平成29年度 固定資産価格等の縦覧と課税台帳閲覧のお知らせ

4月1日から平成29年度の固定資産価格や、課税台帳の内容を確認することができます。

	縦 覧	閱 覧
内 容	納税者が、他の土地や家屋の評価額を比較することにより、自分が所有する土地や家屋の評価額が適正であるかを確認できる制度です。	納税義務者等が、固定資産課税台帳のうち、自分の資産について記載された部分を見ることができる制度です。
実施期間 土・日・祝日を除く	4月1日(土)～5月31日(水)	年間を通じて
場所および時間	多久市役所 税務課 (本庁1階) 8時30分～17時15分	
利用できる人	○納税者（固定資産税が課税される納税義務者） ○納税者から委任を受けた人 ○納税管理人および納税者・納税義務者の同居親族の人は、納税通知書または、課税明細書を提示すれば代理人として縦覧できます。	○納税義務者 ○納税義務者から委任を受けた人 ○借地、借家人等（使用または収益の対象となる部分のみ） ○納税管理人および納税者・納税義務者の同居親族の人は、納税通知書または、課税明細書を提示すれば納税義務者の代理人として閲覧できます。
持ってくるもの	○本人確認ができるもの（運転免許証など） ○委任状（委任を受けた人のみ） ○納税通知書または課税明細書（納税管理人・同居親族） ○賃貸借契約書等（借地、借家している人は閲覧のみ可能）	
手数料	無料 ※コピーや写しの交付はできません	①縦覧期間中の平成29年度分は無料 ②縦覧期間以外は1件につき300円 ※コピー代別途
見ることができる書類	○土地価格等縦覧帳簿（所在地、地番、地目、地積、評価額） ○家屋価格等縦覧帳簿（所在地、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額） ※所有者、税額は掲載されません	○課税台帳 （住所、氏名、所在地、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額）



問い合わせ 税務課 資産税係 ☎75-2176